

参 考

文教地第170号
平成8年4月25日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿

文 部 省 教 育 助 成 局 長
小 林 敬 治

教員採用等の改善について（通知）

教員採用等については、かねてから各教育委員会において、その改善に努めておられるところですが、近年の教員採用の状況や学校教育上の課題の変化に適切に対応するため、教員採用等の改善をさらに進めることが求められております。

このことにかんがみ、文部省においては、関係者の協力を得て、教員採用等に関する調査研究を行ってきましたが、このたび、別添のとおり、「審議のまとめ」がなされたところであります。

同まとめにおいては、人物評価を重視する方向に採用選考の在り方をより一層移行させ、選考方法の多様化、選考尺度の多元化を図ることを求めており、その観点に立った具体的改善方策を提言しているところであります。

ついては、貴職におかれては、同まとめの趣旨を参考に、下記の事項に留意の上、教員採用等の改善を一層積極的に進められるようお願いいたします。

記

1. 教員採用等の改善の基本方向について

ア 学校教育における指導の在り方の質的变化や生徒指導上の諸問題に適切に対応するため、学校には様々な資質能力や体験を持つ人材が求められており、必ずしも知識の量のみにとらわれず、個性豊かで多様な人材を幅広く教員として確保していくことが必要であること。

イ このため、筆記試験の成績を重視するよりも人物評価重視の方向に採用選考の在り方を一層移行させ、選考方法の多様化、選考尺度の多元化の観点から、教員採用等について積極的な改善を図っていくことが必要であること。

2. 採用選考方法の改善について

(1) 選考における評価の在り方

選考における評価については、知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、教育者としての使命感、豊かな体験に裏打ちされた指導力など受験者の資質能力を多面的に評価するよう人物評価重視の観点に立ち、その在り方を一層改善すること。

その際、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等における諸活動の実績などを評価する選考方法の改善を一層進めるとともに、その有効な評価の在り方について検討すること。

また、民間企業経験者や教職経験者について、その社会経験を適切に評価する選考方法を検討すること。

なお、選考における評価の在り方の改善を行う場合、次の事項にも配慮すること。

ア 筆記試験の比重の置き方

筆記試験とその他の選考方法の比重の置き方の見直しについては、学校種別ごとの特性を十分に踏まえ、例えば、二次試験の選考において一次試験の筆記試験の結果を評価に入れないこと、筆記試験で一定程度の成績を修めた者の

中から、面接・論文試験の成績上位者、スポーツ活動等の諸活動の実績や社会経験を評価して採用することなどの方法が考えられること。

イ 教育実習の評価

人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を採用選考に活用することが有効であると考えられること。

このため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にして、教育実習の実施時期をできるだけ早くすることやその評価をできるだけ客観的なものとするよう工夫するなど、条件を整備するとともに、その条件整備の状況を勘案しつつ、教育実習の評価を選考における判断の資料として活用するよう努めること。

ウ 大学等からの推薦

人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学から人物等に関し推薦状を受けたり、あるいは、社会活動の実績がある者について当該関係機関から活動の期間、内容等に関し推薦状を受けるなど、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断資料とする方法も考えられること。

エ 受験年齢制限の緩和

教員に豊かな体験を有する多様な人材を確保するため、教員の年齢構成の現状などの実情を踏まえつつ、受験年齢制限の緩和を図るよう努めること。

(2) 定員を区分した選考の実施

選考における尺度の多元化を図り、受験者の資質能力を様々な側面から評価していくための方法として、(1)で示した事項に加え、採用選考合格者の枠を区分して複数の尺度に基づく異なる選考方法を実施することを検討すること。

このため、例えば、合格定員の一部ごとに筆記試験や面接試験等の比重の置き方を変えたり、論文試験・実技試験等各種選考方法のうち特に重視する部分を設けたりすることや諸活動の実績や社会経験等を評価した選考について定員を区分した選考を実施することが考えられること。

また、スポーツ、文化の分野において特に秀でた技能・実績を有する者など特定の者に対する特別選考の導入も検討すること。

(3) 試験問題、面接方法の改善等

試験問題、面接方法等については、次の事項に留意して、更にその改善に努めること。

ア 試験問題

筆記試験の試験問題については、知識の量、記憶力を問うものや、過度に高度な専門的知識を問うものに偏らず、広く教員として求められる資質能力を見極めることが可能な良問を継続的に作成するよう努めること。

イ 面接試験

面接試験については、面接機会の複数化や面接時間の十分な確保を図るほか、特定の課題に対する意見発表、集団討論の実施等一層の工夫改善に努めること。

また、面接に当たっては、多様な構成により、幅広い観点から面接を行える者を確保するとともに、面接者に対しては、面接の手法や技術についての研修を実施するなど、人物評価に関する能力を高めるよう努めること。

ウ 実技試験等

実技試験については、例えば、英語に関するコミュニケーション能力や理科の実験指導、職業に関する教科の実習指導など指導力を適切に評価するための試験の導入も進めること。

また、教員としての実践的指導力を適切に評価するため、模擬授業や指導案の作成などを、多様な選考方法の一つとして導入するよう配慮すること。

3. 教員採用を実施する上での体制等の整備

(1) 採用スケジュールの早期化

募集・選考・内定の時期等、採用スケジュール全体の早期化に一層努めること。

特に、採用内定期間については、就職協定等企業と大学等との間の取り決めの趣旨に留意しつつ、できる限り早い時期とするよう努めるとともに、段階的に内定通知を行うなど、早期に内定を行う者の比率を高めるための内定方法の工夫について配慮すること。

(2) 採用者数平準化のための計画的教員採用・人事

教員に優秀な人材を確保し、年齢構成に配慮していくためには、できるだけ採用者数の平準化を図ることが必要であり、このため、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な教員採用・人事を行うよう努めること。

その際、学校種別ごとの採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。

(3) 広報活動の充実、選考方法等についての情報提供

ア 教員の具体的職務内容や教員に採用された者の体験談などを知る機会を提供するなど、教員へ優秀な人材を確保するための広報活動をより一層充実していくこと。

イ 選考方法、日程等採用選考試験に関する情報については、募集パンフレットや大学での説明会等において、詳細かつ早期に教職志願者に提供するように配慮すること。

(4) 教員採用等の改善についての調査検討体制の整備

ア 試験問題作成の継続的な取組、面接担当者の確保と資質の向上等を含め、採用選考方法の改善方策については、継続的に調査、検討を行っていくことが必要であること。

改善に当たっては、それぞれの選考方法に関し、その判定と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析を行い、その結果をもとに更に選考方法の改善を行っていくことが望ましいこと。

特に適性検査については、そのより効果的な活用に資するため、判定結果の有効性について研究していくことが必要であること。

イ 教員採用等の改善に関する情報収集、分析や調査検討を組織的・継続的に行うための体制整備に一層努めること。

4. その他留意すべき事項

(1) 教員養成機関と教育委員会の連携

ア 教員養成機関で培われた資質能力を教育委員会が採用選考で適切に評価し、一方、教員養成機関が学校運営の実状を一層理解していくためには、教員養成機関と教育委員会の定期的な協議の場を充実させ、両者が十分連携することが必要であること。

このため、既に実施されている教員の資質向上連絡協議会の場を積極的に活用するなどの方法が考えられること。

その際、採用選考試験の方法、教育実習の在り方、教員採用に係る中長期的な需要動向等について、意見交換・協議を継続的に行うよう配慮すること。

イ 教員養成機関と教育委員会が連携協力を深めるための方策として、教育研修センターの講師としての大学教員の活用、大学の講師としての公立学校教員の派遣協力、教員養成に係る大学院の講座等を教育委員会の主催する各種研修の計画に組み入れることなども考えられること。

また、教員養成機関と教育委員会との連携協力により、学生と児童生徒が直接触れ合う機会や、学校運営の実情を学生に体験させる機会を設けることにも配慮すること。

(2) 身体に障害のある者への配慮

身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって教員採用選考において不合理な取扱いがなされることのないよう、選考方法上の工夫など適切な配慮を行うとともに、その工夫の内容等について広く教職を目指す者が了知しうるよう広報周知に努めること。

平成 11 年 12 月 10 日 教育職員養成審議会第 3 次答申
「養成と採用・研修との連携の円滑化について」(抄)

Ⅲ 採用の改善

2. 改善の方向

- 教員の採用については、多面的な人物評価を積極的に行う選考に一層移行することが必要である。
- 採用側において、採用選考に当たり重視する視点を公表することにより、求める教員像を明確化することが必要である。
- 条件付採用制度の一層の運用の改善を図ることが必要である。

3. 具体的方策

(1) 採用選考の多面化

例えば、大学の新規学卒者・大学院修了者、教職経験を有する者、民間企業等の勤務経験を有する者等について、それぞれに応じた採用選考の方法及び評価基準を設定することを検討するなど採用選考の一層の多面化を図る必要がある。

得意分野を持つ個性豊かな多様な教員を採用し、教員の多様な人材構成を図るため、採用選考を多面化し、例えば、大学の新規学卒者及び大学院修了者(以下「新規学卒者」という。)、教職経験を有する者、民間企業での勤務経験を有する者等について、それぞれに応じた採用選考の方法及び評価基準を設定することを検討することが必要である。また、志願者の得意分野を考慮した採用選考を行うため、面接において得意分野や重点履修分野について詳しく聴取するなど、小論文や面接等において自己アピールを求めたり、全員同一課題ではなく、複数の課題の中から得意なものを選択する実技試験を実施するなど、採用選考の方法を工夫することが望まれる。

① 新規学卒者の採用選考

新規学卒者の採用選考については、試験方法の多様化、重点化を図る必要があり、学力試験については一定の水準に達しているかどうかを評価するために活用することとし、その水準に達した者については、大学の推薦、教育実習・養護実習の評価、得意分野、ボランティア活動の実績等を選考のための資料として活用し、多様な人材の確保を図る仕組みを工夫することが必要である。

② 教職経験や民間企業等の勤務経験を有する者の採用選考

教職経験や民間企業等の勤務経験を有する者については、選考において知識・技能が一定の水準に達していることを測るほかは、一般の学力試験を課さず、教職経験の実績、民間企業等での勤務経験に基づいた専門的能力・識見を適切に評価するなど、新規学卒者とは別途の方法により選考を行う仕組みを工夫することが必要である。なお、民間企業等の勤務経験を有する者の採用を一層促進する観点から、任命権者の判断により、一定の採用枠を設けた選考を実施することも有意義である。

③ 実技試験の充実及び資格試験等の活用

今後の国際化・情報化の進展する社会で必要とされる資質能力にかんがみ、外国居住や海外留学の経験等を考慮したり、情報リテラシーを有する者の採用を促進する観点から、教員採用選考試験においてパソコンの実技試験を実施するなどの工夫について検討することが必要である。

また、近年、例えば外国語教員採用選考の実技試験として、リスニングはもとより、スピーチ、グループディスカッション、ディベート等を実施する教育委員会も見られるところであり、このような選考を一層徹底するとともに、筆記試験結果に加え、TOEFL や TOEIC、実用英語技能検定等のスコア等を考慮するなど、外国語教員の採用選考に際しては、実践的なコミュニケーション能力の評価を適切に行うことを検討することが必要である。

さらに、例えば、高等学校の工業・商業等の教科の教員採用選考において、情報処理技術者試験や日商簿記検定試験等の合格を考慮に入れることを検討することが必要である。

養護教諭については、救急処置や心や体の健康観察及び健康相談活動の方法等についての能力の評価が適正に行われるよう検討することが必要である。

(2) 採用選考の内容・基準の公表

教育委員会が求める教員像を明らかにするとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である。

教員志願者、教育関係者、地域住民等に教育委員会が求める教員像を明らかにして、各学校や地域のニーズに対応した適格な教員の確保を促進するとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である。

その際、教員採用が競争試験ではなく選考であることにかんがみ、学力試験問題、論文課題のみを公表するのではなく、実技試験及び面接試験等の他の試験・課題のおおよその内容、各試験の比重や配点の目安を公表して、採用選考試験全体の情報公開を進め、これらにより教育委員会が求める教員像の全体を明確に示すよう工夫を講じることが望まれる。

(3) 良質な学力試験問題の研究開発

教員採用試験における一般の学力試験については、教員として最小限修得しておくべき基本的な事項に係る問題など良質なものであることが必要であり、良質な学力試験問題をより効率的に研究開発するため、都道府県教育委員会等が共同して学力試験問題の研究開発を行う方策について検討することも必要である。

教員採用試験における一般の学力試験については、教員の一定の水準を担保する観点から、志願者が一定の知識等の学力を持っていることを確認する趣旨で行われるものであり、教員として最小限修得しておくべき基本的な事項に係る問題など良質なものであることが必要である。

このため、都道府県教育委員会等において、良質な学力試験問題の研究開発や作成のための体制を整備し、例えば、試験問題の研究開発や作成、試験の実施を各都道府県等の人事委員会と共同で行うなどの方策を検討することが望まれる。

また、良質な学力試験問題をより効率的に研究開発するため、都道府県教育委員会等が共同して学力試験問題の研究開発を行う方策について検討することも必要である。

なお、良質な学力試験問題の研究開発に際しては、第1次答申で指摘した養成段階で特に教授・指導すべき内容の範囲を踏まえたものになるようにする観点からも、教

員養成大学・学部等を中心に大学との連携を図るよう努めることが必要である。

採用選考の学力試験問題に、障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する問題を含むように、試験問題の研究開発や作成において努めることも必要である。

(5) 障害者の受験に対する配慮

多様な人材を確保する観点から、教員を志望する障害者の受験に対する配慮が必要である。

多様な人材を確保する観点から、例えば、点字での試験問題の作成や手話による面接等の実施により受験の機会の拡大を図るなど、教員を志望する障害者の受験に対する配慮が必要である。

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
殿

文 部 省 教 育 助 成 局 長

矢 野 重 典

教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について（通知）

各教育委員会におかれては、教員の採用及び研修について、かねてより、その改善充実に努めておられるところですが、教育改革の大きな進展の中で、今日、学校教育の担い手となる教員の資質能力の在り方が改めて問われ、その向上のための施策をこれまで以上に進めていく必要があるものと考えられます。

このような観点から、教育職員養成審議会においては、新たな時代に向けた教員養成の改善方策について、3年間にわたり調査審議が行われてきたところであり、御案内のように、去る平成 1 1 年 1 2 月には、第 3 次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」がとりまとめられたところです。

同答申においては、教員の採用について、多面的な人物評価を行う選考に一層移行するとともに、採用選考に当たり重視する視点の公表などにより求める教員像を明確化すること、研修については、個々の教員の自発的・主体的研修意欲に基づいた研修を奨励しそのための支援体制の整備を図ること、初任者研修等の一層の充実を図ること、職務研修を精選するとともに今日的な観点から内容・方法等の見直しを図ること、教員の民間企業等における社会体験研修を一層充実すること、教員養成に携わる大学と教育委員会との連携については、養成・採用・研修の改善を図るための具体策を策定・実施する取組を通じて一層連携を深める方策を都道府県段階等で検討することなど、教員の生涯にわたり継続的にその資質能力の向上を図るための具体的な方策が示されております。

つきましては、貴委員会におかれては、教員の資質能力が教育改革の成否を大きく左右することに改めて御留意いただき、上記答申中の具体的改善方策等を参考に、教員採用の改善、教員研修の見直し、教員養成に携わる大学との連携方策の充実等に係る取組について、積極的に対応されるようお願いいたします。また、併せて域内の市区町村教育委員会にも上記答申の趣旨の徹底を図られるようお願いいたします。

平成 14 年 2 月 21 日 中央教育審議会答申
「今後の教員免許制度の在り方について」(抄)

Ⅲ 特別免許状の活用促進

4. 特別免許状の活用促進のための具体的方策

(2) 運用面での改善

① 社会人特別選考の実施の促進

各都道府県・指定都市の教員採用選考試験においては、現在、ほとんどの県市で教員免許状の所有を前提とした選考を実施しており、教員免許状を持たない社会人にとって教員採用の門戸はほとんど開かれていない。また、教員免許状を所有する社会人向けに、大学卒業後すぐに教職に就かず民間企業等に就職した者を対象とした社会人特別選考を実施している都県が存在するが、この場合、通常、教職の専門性を見るための学力試験が実施されている。仮に教員免許状を有する新卒者と同じ試験を社会人に対して実施した場合、社会人がたとえ教職に対する意欲、適性を有していたとしても、採用試験に合格することは非常に困難と考えられる。

このため、都道府県教育委員会等においては、社会人活用を促進するため、新卒者とは別の、例えばその者の民間企業等での勤務経験を適切に評価するような、社会人特別選考の実施を促進すべきであり、また、その中で教員免許状を持たない社会人に特別免許状の授与を前提とした特別選考の実施を検討すべきである。

平成18年7月11日 中央教育審議会答申
「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(抄)

Ⅱ. 教員養成・免許制度の改革の具体的方策

5. 採用、研修及び人事管理等の改善・充実

(1) 採用の改善・充実

—確かな資質能力を前提とした採用の一層の改善・工夫—

今後、教員の採用においては、養成段階において育成される確かな資質能力を前提として、求める教員像をより明確かつ具体的に示すとともに、それに合致する者を採用するのに適した選考方法を工夫するなど、採用選考の一層の改善・工夫を図ることが必要である。

中長期的な視野から退職者数の推移等を的確に分析・把握した上で、計画的な採用・人事を行うことが重要である。また、採用スケジュール全体の早期化を検討するとともに、採用選考の受験年齢制限の緩和・撤廃、社会人経験者の登用促進、退職教員を含む教職経験者の積極的な活用等、多様な人材を登用するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。

- 現在、教員の採用については、都道府県・指定都市の教育委員会において、人物評価を重視する方向で、採用選考の改善が進められている。今回、1. で述べたような教職課程の質的水準の向上を図るための取組を行うことにより、今後、養成段階で教員として必要な資質能力がこれまで以上に確実に育成されることとなる。このため、教員の採用においては、このような確かな資質能力を前提として、任命権者が求める教員像に照らして、より優れた資質能力を備えた人材を確保するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。
- 具体的には、現在、都道府県・指定都市の教育委員会においては、平成11年の教養審第三次答申を踏まえ、採用選考に当たり、求める教員像を示すなどの取組が行われているが、今後は、より明確かつ具体的な形で求める教員像を示すことが必要である。また、こうした教員像に合致する者を採用するのに適した選考方法を工夫することが必要である。このため、面接試験や模擬授業、場面指導の実施等により、多面的な人物評価を一層充実することや、ボランティアやインターンシップ等の諸活動の実績を積極的に評価すること、教育実習や教職実践演習(仮称)をはじめとする教職課程の履修状況を適切に評価すること等について検討する必要がある。
- 今後、教員の大量採用時代を迎えることが見込まれることから、都道府県・指定都市の教育委員会においては、中長期的な視野から退職者数や子どもの数の推移等を的確に分析・把握した上で、計画的な採用・人事を行うよう努めることが重要である。また、量及び質の両面で優れた教員を確保するため、募集から採用内定に至る採用スケジュール全体の早期化を図るとともに、採用選考の受験年齢制限の緩和・撤廃、特別免許状や特別非常勤講師制度の活用による社会人経験者の登用促進、退職教員を含む教職経験者の積極的な活用、任期付任用制度の活用等、多様な人材を登用するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。

20文科初第495号
平成20年7月10日

各都道府県教育委員会
殿
各指定都市教育委員会

文部科学省初等中等教育局長

金 森 越 哉

教員の採用等における不正な行為の防止について（通知）

この度、大分県において、小学校の教員採用試験に関し、教育委員会事務局の職員及び校長等が贈収賄の容疑で逮捕、起訴されるという事件が発生し、その他にも校長等への昇任について金券の授受が行われているという報道がなされるなど、県教育界の教職員が多数関わる深刻な問題となっております。

このような問題が発生したことは、児童生徒や保護者、住民などの公教育に対する信頼を著しく裏切るものであり、極めて遺憾であります。

については、教育委員会における採用や昇任等の人事行政に関して、金銭の授受等の不正な行為が行われることのないよう、その在り方を十分に点検するとともに、関係職員の服務規律の維持を徹底し、保護者や住民の信頼を損なうことのないよう適正な人事行政の一層の確保をお願いします。

また、域内の市町村教育委員会に対しても、上記の旨を周知するよう併せてお願いします。

平成20年度 公立学校教員採用選考試験の実施状況について

1 概要

本調査は、平成19年度に64の各都道府県・指定都市教育委員会(以下「縣市」という)において実施された平成20年度公立学校教員採用選考試験(以下「平成20年度選考」という)の実施状況について、その概要を取りまとめたものである。

平成20年度選考の実施状況のポイントは、以下のとおりとなっている。

- ①受験者総数は161,300人で、前年度に比較して、3,951人(2.4%)の減少となっている。
- ②採用者総数は24,850人で、前年度に比較して、2,203人(9.7%)の増加となっている。
- ③競争率(倍率)は全体で6.5倍で、前年度に比較して0.8ポイント低下している。

2 受験者数について

(1) 平成20年度選考における受験者数の状況(第1表, 第3表)

受験者総数は161,300人で、前年度に比較して、3,951人(2.4%)の減少となっている。受験者数の内訳は以下のとおりであり、小,中,高校,栄養教諭では減少,特別支援学校,養護教諭では増加となっている。

なお()内は前年度に対する増減率である(以下同じ)。

・小学校	53,061人 (0.6%減)	・特別支援学校	6,827人 (9.8%増)
・中学校	58,647人 (3.1%減)	・養護教諭	8,611人 (3.0%増)
・高等学校	33,895人 (7.0%減)	・栄養教諭	259人 (14.8%減)

(2) 受験者数の推移(第3表, 図1)

受験者総数について過去の推移をみると、平成5年度から平成17年度までは、平成11年度選考で減少したことを除いて増加が続き、平成17年度以降は増減を繰り返して横ばいの傾向となっている。

3 採用者数について

(1) 平成20年度選考における採用者数の状況(第1表, 第3表)

採用者総数は24,850人で、前年度に比較して、2,203人(9.7%)の増加となっている。採用者数の内訳は以下のとおりであり、ほぼ全ての校種において増加している。

・小学校	12,372人 (6.8%増)	・特別支援学校	1,939人 (37.2%増)
・中学校	6,470人 (4.9%増)	・養護教諭	886人 (5.5%増)
・高等学校	3,139人 (22.5%増)	・栄養教諭	44人 (39.7%減)

(2) 採用者数の推移(第3表, 図2)

採用者総数について過去の推移をみると、平成2年度から平成12年度まで減少が続き、平成13年度に増加に転じて以降、平成20年度まで増加が続いている。

4 競争率(倍率)について

(1) 平成20年度選考における競争率(倍率)の状況(第1表, 第3表)

競争率(倍率)は、全体で6.5倍であり、前年度の7.3倍から0.8ポイント低下している。試験区分別に見ると以下のとおりであり、ほぼ全ての区分において低下している。

・小学校	4.3倍 (0.3ポイント減)	・特別支援学校	3.5倍(0.9ポイント減)
・中学校	9.1倍 (0.7ポイント減)	・養護教諭	9.7倍(0.2ポイント減)
・高等学校	10.8倍 (3.4ポイント減)	・栄養教諭	5.9倍(1.7ポイント増)

(2) 競争率(倍率)の推移(第3表, 図2)

競争率(倍率)について過去の推移をみると、平成4年度から12年度まで上昇が続き、平成13年度に低下に転じた。その後、平成19年度にわずかに上昇した以外は、低下が続いている。

5 各県市における受験者数, 採用者数, 競争率(倍率)の状況について(第2表)

受験者総数が多い県市は、以下のとおりとなっている。

①東京都	12,369人	②大阪府	10,608人	③愛知県	8,003人
④北海道	7,487人	⑤神奈川県	6,559人		

採用者総数が多い県市は、以下のとおりとなっている。

①東京都	2,641人	②大阪府	1,961人	③愛知県	1,653人
④神奈川県	1,145人	⑤埼玉県	1,098人		

競争率(倍率)が高い県市は、以下のとおりとなっている。

①鳥取県	21.3倍	②秋田県	19.7倍	③青森県	16.5倍
④福島県	16.5倍	⑤大分県	15.7倍		

6 受験者, 採用者における女性の比率について(第4表)

受験者総数, 及び採用者総数に占める女性の割合は、以下のとおりとなっている(養護教諭, 栄養教諭を除く)。

- ・受験者 50.8% (1.4ポイント減)
- ・採用者 56.3% (1.6ポイント減)

採用者総数に占める女性の割合について過去の推移をみると、平成12年度から平成18年度まで増加が続き、平成19年度, 20年度は続けて減少している。

7 受験者, 採用者の学歴(出身大学等)別内訳について(第5表)

受験者の学歴別内訳は、以下のとおりとなっている。

・一般大学出身者	94,731人	62.9%
・教員養成大学・学部出身者	32,307人	21.4%
・大学院出身者	13,868人	9.2%
・短期大学等出身者	9,786人	6.5%

試験区分別に見ると、養護教諭を除いて一般大学出身者が最も多く、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、栄養教諭のそれぞれ51.4%、70.6%、74.1%、59.2%、56.8%を占めている。養護教諭では短期大学等出身者が最も多く、全体の41.5%を占めている。

採用者の学歴別内訳は、以下のとおりとなっている。

- ・一般大学出身者 12,381人 54.1%
- ・教員養成大学・学部出身者 7,434人 32.5%
- ・大学院出身者 2,206人 9.6%
- ・短期大学等出身者 868人 3.8%

試験区分別に見ると、すべての試験区分において一般大学出身者が最も多く、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭のそれぞれ49.1%、61.7%、64.1%、51.5%、38.0%、65.9%を占めている。

なお教員養成大学・学部については、試験区分別にそれぞれ41.2%、24.9%、13.8%、34.0%、30.2%、0.0%となっている。

学歴別の採用率(採用者数を受験者数で除したものを百分率で表したもので、受験者の何%が採用されたかを示す。以下同じ。)は以下のとおりとなっており、教員養成大学・学部出身者が他の出身者に比べて高い率で採用されている。

- ・教員養成大学・学部出身者 23.0%
- ・大学院出身者 15.9%
- ・一般大学出身者 13.1%
- ・短期大学等出身者 8.9%

8 受験者、採用者における新規学卒者等の比率について(第6表、図3)

受験者総数、及び採用者総数に占める新規学卒者の割合は以下のとおりとなっている。

- ・受験者 27.1% (0.5ポイント減)
- ・採用者 27.9% (0.5ポイント増)

採用者総数に占める新規学卒者の割合について、過去の推移を見ると、平成5年度から平成14年度まで低下が続き、平成15年度に増加に転じて以降、平成17年度にわずかに減少した以外は、平成20年度まで増加が続いている。

採用率は以下のとおりとなっており、前年度は既卒者の採用率が新規学卒者の採用率を上回っていたが、今回は新規学卒者が既卒者よりも高い率で採用されている。

- ・新規学卒者 15.7% (13.4%)
- ・既卒者 15.0% (13.5%)

9 採用者における民間企業経験者等の人数及び比率について(第7表)

採用者に占める教職経験者，民間企業等勤務経験者の割合は以下のとおりとなっている。

- ・教職経験者 53.7% (3.7ポイント増)
- ・民間企業等
勤務経験者 6.6% (1.8ポイント減)

なお教職経験者とは，採用前の職として国公立の教員であった者（非常勤講師も含む）であり，民間企業等勤務経験者とは，採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験（いわゆるアルバイトの経験は除く）のあった者である。

第1表 応募者数, 受験者数, 採用者数, 競争率

区分	応募者数	受験者数		採用者数		競争率 (倍率)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	58,971	53,061	31,353	12,372	7,879	4.3
中学校	66,616	58,647	27,341	6,470	3,079	9.1
高等学校	38,466	33,895	12,438	3,139	1,243	10.8
特別支援学校	7,568	6,827	4,215	1,939	1,274	3.5
養護教諭	9,754	8,611	8,232	886	885	9.7
栄養教諭	285	259	240	44	43	5.9
計	181,660	161,300	83,819	24,850	14,403	6.5

- (注) 1. 採用者数は、平成20年6月1日までに採用された数である(以下同じ)。
 2. 中学校と高等学校の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる(第2表参照。以下同じ)。
 3. 特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で選考試験を実施している都道府県・指定都市の数値のみを集計したものである(第2表参照。以下同じ)。
 4. 競争率(倍率)は、受験者数/採用者数である。
 5. 横浜市は受験者の男女数を把握していないため、受験者数の女性(内数)には横浜市の女性の受験者数は含まない。なお、採用者数の女性(内数)には横浜市の女性の採用者数を含む(以下同じ)。

第2表 各縣市別受験者数、採用者数、競争率

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		養護教諭		栄養教諭		計		競争率 (倍率)	区分
	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数		
1 北海道	2,310	272	2,539	230	1,721	150	509	120	364	10	44	8	7,487	790	7.3	1 北海道
2 青森県	694	32	700	38	520	26	240	33	111	8			2,265	137	16.5	2 青森県
3 岩手県	648	40	570	38	595	39	127	28	84	2			2,024	147	13.8	3 岩手県
4 宮城県	1,050	47	1,489	46	626	50			235	6	39	6	3,439	155	12.2	4 宮城県
5 秋田県	334	9	441	11	503	33	140	19	61	3			1,479	75	19.7	5 秋田県
6 山形県	363	20	482	23	461	36	90	18	54	1	16	7	1,466	105	14.0	6 山形県
7 福島県	861	41	1,141	38	1,130	88	187	34	183	11			3,502	212	16.5	7 福島県
8 茨城県	807	123	994	184	921	93	211	43	139	25	17	1	3,089	469	6.6	8 茨城県
9 栃木県	772	113	804	102	492	46	188	31	132	12			2,388	304	7.9	9 栃木県
10 群馬県	608	101	976	161	668	66			106	12			2,358	340	6.9	10 群馬県
11 埼玉県	1,963	584	2,135	282	1,758	90		87	283	55			6,139	1,098	5.6	11 埼玉県
12 千葉県	1,814	556	3,220	278		74	308	113	268	32			5,610	1,053	4.5	12 千葉県
13 東京都	4,077	1,404	6,680	596	130	261	930	308	552	72			12,369	2,641	4.7	13 東京都
14 神奈川県	2,218	564	2,044	230	2,020	220	60	100	217	31			6,559	1,145	5.7	14 神奈川県
15 新潟県	527	138	755	93	453	19		29	110	20			1,845	299	6.2	15 新潟県
16 富山県	339	91	601	52		29	72	19	51	4			1,063	195	5.5	16 富山県
17 石川県	613	114	788	34		29		14	66	4			1,467	195	7.5	17 石川県
18 福井県	1,084	42		37		7		2	38	2			1,122	90	12.5	18 福井県
19 山梨県	317	40	382	52	248	28	60	16	40	10			1,047	146	7.2	19 山梨県
20 長野県	760	90	816	59	665	51	75	10	168	7			2,484	217	11.4	20 長野県
21 岐阜県	740	185	556	89	663	82	163	43	144	7			2,266	406	5.6	21 岐阜県
22 静岡県	716	200	803	151	1,185	52	330	70	141	21			3,175	494	6.4	22 静岡県
23 愛知県	2,338	825	2,556	435	2,204	235	501	97	404	61			8,003	1,653	4.8	23 愛知県
24 三重県	752	159	903	101	404	41			174	8	43	2	2,276	311	7.3	24 三重県
25 滋賀県	556	251	498	86	178	15	152	41	83	5			1,467	398	3.7	25 滋賀県
26 京都府	594	186	609	80	659	53	142	28	89	11	46	4	2,139	362	5.9	26 京都府
27 大阪府	3,650	1,055	3,446	505	2,738	286	207	48	567	67			10,608	1,961	5.0	27 大阪府
28 兵庫県	1,915	574	1,786	210	1,544	155	149	11	365	33			5,759	983	5.9	28 兵庫県
29 奈良県	507	145	537	55	52	9	94	30					1,190	239	5.0	29 奈良県
30 和歌山県	525	143	563	76	366	43	109	28	95	7			1,658	297	5.6	30 和歌山県
31 鳥取県	266	10	237	6	443	23	83	10	59	2			1,088	51	21.3	31 鳥取県
32 島根県	344	55	328	44	249	21	92	19	75	12	26	5	1,114	156	7.1	32 島根県
33 岡山県	809	149	962	83	584	34		43	150	20			2,505	329	7.6	33 岡山県
34 広島県	1,030	190	1,212	82	541	41	59	23	160	3			3,002	339	6.2	34 広島県
35 山口県	406	77	550	37	406	36	15	5	94	8			1,471	163	9.0	35 山口県
36 徳島県	422	49	453	21	342	30	86	12	147	10			1,450	122	11.9	36 徳島県
37 香川県	351	47	330	15	289	20	60	8	88	10			1,118	100	11.2	37 香川県
38 愛媛県	518	100	499	59	560	44	54	5	92	10			1,723	218	7.9	38 愛媛県
39 高知県	308	28	471	27	346	16	25	1	87	12	28	4	1,265	88	14.4	39 高知県
40 福岡県	876	120	695	47	1,141	48		14	165	7			2,877	236	12.2	40 福岡県
41 佐賀県	302	52	393	46	377	40	48	11	64	8			1,184	157	7.5	41 佐賀県
42 長崎県	522	36	652	40	451	45	194	21	91	5			1,910	147	13.0	42 長崎県
43 熊本県	898	99	800	56	712	52	124	5	190	12			2,724	224	12.2	43 熊本県
44 大分県	472	41	549	31	618	27	135	14	63	4			1,837	117	15.7	44 大分県
45 宮崎県	481	43	410	32	292	12	146	29	119	12			1,448	128	11.3	45 宮崎県
46 鹿児島県	1,009	100	861	59	952	64		24	240	12			3,062	259	11.8	46 鹿児島県
47 沖縄県	1,565	134	1,175	59	2,141	107		25	259	14			5,140	339	15.2	47 沖縄県
48 札幌市		148		43				30		10				231	(7.3)	48 札幌市
49 仙台市		69		42				4		5		7		127	(12.2)	49 仙台市
50 さいたま市	445	120	425	45					57	8			927	173	5.4	50 さいたま市
51 千葉市		121		55				3		4				183	(4.5)	51 千葉市
52 川崎市	567	214	546	96	36	6		16	81	20			1,230	352	3.5	52 川崎市
53 横浜市	2,105	676	1,846	320		9	267	46	286	24			4,504	1,075	4.2	53 横浜市
54 新潟市	161	46	176	26					37	3			374	75	5.0	54 新潟市
55 静岡市	179	31	119	24					33	3			331	58	5.7	55 静岡市
56 浜松市	239	52	245	29					53	7			537	88	6.1	56 浜松市
57 名古屋市	776	297	1,331	136		23		44	130	23			2,237	523	4.3	57 名古屋市
58 京都市	944	199	915	91	204	8		15	73	7			2,136	320	6.7	58 京都市
59 大阪市	972	330	826	199	243	20	158	49	132	27			2,331	625	3.7	59 大阪市
60 堺市		131		35				8		4				178	(5.0)	60 堺市
61 神戸市	643	196	690	84	39	1	15	4	112	10			1,499	295	5.1	61 神戸市
62 広島市		106		24		3		2		12				147	(6.2)	62 広島市
63 北九州市	297	59	361	40			43	5	55	5			756	109	6.9	63 北九州市
64 福岡市	702	103	776	65	25	3	179	24	95	6			1,777	201	8.8	64 福岡市
合計	53,061	12,372	58,647	6,470	33,895	3,139	6,827	1,939	8,611	886	259	44	161,300	24,850	6.5	

(注) 1. 各校種別受験者数、採用者数が空欄となっているのは、次の理由による。
 i. 札幌市、仙台市、千葉市、堺市及び広島市は、選考試験を北海道、宮城県、千葉県、大阪府及び広島県と共同で実施するため、受験者数はそれぞれの道府県の欄に含まれている。
 ii. 福井県は、学校種別による試験区分がないため、中・高・特別支援学校の受験者数は、小学校に一括記入している。
 iii. 上記以外の高等学校の受験者数の空欄については、高等学校の試験区分をせず、主に、中学校と一括して選考試験を実施しているか、中学校受験者から採用しているため、中学校に一括記入している。また特別支援学校の受験者数の空欄については、当該学校の試験区分をせず、主に小・中・高等学校の試験区分に含み、各名簿登録者から採用しているものである。
 2. 上記の空欄のほか、東京都の高等学校や神奈川県の特別支援学校などは、採用者数の一部に他の試験区分で受験し当該校種に採用された者が含まれている。
 3. 競争率が()で表示されている指定都市については、それを包含する都道府県と合同で選考試験を実施しているため、それぞれの採用者数を合算して競争率を算出しており、その数値は県と同値となっている。

第3表 公立学校教員の受験者及び採用者の推移

区分	年度	受験者数 (A)		採用者数 (B)		競争率 (A) / (B)
			女性(内数)		女性(内数)	
小学校	11	46,158	(31,316)	3,844	(2,201)	12.0
	12	46,156	(30,692)	3,683	(2,187)	12.5
	13	46,770	(30,321)	5,017	(2,941)	9.3
	14	49,437	(32,143)	7,787	(4,714)	6.3
	15	50,139	(32,878)	9,431	(5,890)	5.3
	16	50,446	(33,163)	10,483	(6,745)	4.8
	17	51,973	(32,661)	11,522	(7,431)	4.5
	18	51,763	(32,113)	12,430	(8,128)	4.2
	19	53,398	(32,211)	11,588	(7,527)	4.6
	20	53,061	(31,353)	12,372	(7,879)	4.3
中学校	11	49,542	(29,632)	3,110	(1,527)	15.9
	12	47,846	(28,306)	2,673	(1,290)	17.9
	13	44,772	(25,423)	2,790	(1,419)	16.0
	14	46,574	(25,754)	3,871	(1,905)	12.0
	15	50,057	(27,477)	4,226	(2,058)	11.8
	16	53,871	(29,339)	4,572	(2,232)	11.8
	17	59,845	(30,783)	5,100	(2,543)	11.7
	18	59,879	(30,179)	5,118	(2,527)	11.7
	19	60,527	(29,215)	6,170	(3,115)	9.8
	20	58,647	(27,341)	6,470	(3,079)	9.1
高等学校	11	37,731	(17,197)	3,181	(1,333)	11.9
	12	40,475	(18,026)	3,060	(1,296)	13.2
	13	43,246	(19,210)	3,223	(1,286)	13.4
	14	42,349	(17,559)	3,044	(1,195)	13.9
	15	42,413	(17,287)	3,051	(1,114)	13.9
	16	42,206	(16,634)	2,985	(1,049)	14.1
	17	38,581	(14,977)	2,754	(1,064)	14.0
	18	35,593	(13,677)	2,674	(1,020)	13.3
	19	36,445	(13,863)	2,563	(1,010)	14.2
	20	33,895	(12,438)	3,139	(1,243)	10.8
小計	11	133,431	(78,145)	10,135	(5,061)	13.2
	12	134,477	(77,024)	9,416	(4,773)	14.3
	13	134,788	(74,954)	11,030	(5,646)	12.2
	14	138,360	(75,456)	14,702	(7,814)	9.4
	15	142,609	(77,642)	16,708	(9,062)	8.5
	16	146,523	(79,136)	18,040	(10,026)	8.1
	17	150,399	(78,421)	19,376	(11,038)	7.8
	18	147,235	(75,969)	20,222	(11,675)	7.3
	19	150,370	(75,289)	20,321	(11,652)	7.4
	20	145,603	(71,132)	21,981	(12,201)	6.6
特別支援学校	11	4,870	(3,336)	1,175	(723)	4.1
	12	5,733	(3,845)	1,101	(696)	5.2
	13	5,911	(3,954)	1,076	(676)	5.5
	14	5,617	(3,831)	1,278	(791)	4.4
	15	5,703	(3,908)	1,399	(890)	4.1
	16	6,094	(4,191)	1,525	(984)	4.0
	17	5,908	(4,124)	1,486	(1,027)	4.0
	18	6,012	(4,011)	1,480	(1,001)	4.1
	19	6,215	(4,036)	1,413	(946)	4.4
	20	6,827	(4,215)	1,939	(1,274)	3.5
養護教諭	11	6,766	(6,746)	477	(477)	14.2
	12	6,888	(6,863)	504	(504)	13.7
	13	6,726	(6,691)	500	(500)	13.5
	14	7,000	(6,970)	708	(707)	9.9
	15	7,312	(7,258)	694	(694)	10.5
	16	7,740	(7,671)	749	(748)	10.3
	17	8,086	(7,893)	744	(744)	10.9
	18	8,196	(7,913)	835	(833)	9.8
	19	8,362	(7,964)	840	(836)	10.0
	20	8,611	(8,232)	886	(885)	9.7
栄養教諭	19	304	(299)	73	(73)	4.2
	20	259	(240)	44	(43)	5.9
総計	11	145,067	(88,227)	11,787	(6,261)	12.3
	12	147,098	(87,732)	11,021	(5,973)	13.3
	13	147,425	(85,599)	12,606	(6,822)	11.7
	14	150,977	(86,257)	16,688	(9,312)	9.0
	15	155,624	(88,808)	18,801	(10,646)	8.3
	16	160,357	(90,998)	20,314	(11,758)	7.9
	17	164,393	(90,438)	21,606	(12,809)	7.6
	18	161,443	(87,893)	22,537	(13,509)	7.2
	19	165,251	(87,588)	22,647	(13,507)	7.3
	20	161,300	(83,819)	24,850	(14,403)	6.5

(注) 1. () 内は内数で女性を示す。

2. 横浜市は平成17年度以降、受験者の男女数を把握していないため、平成17年度以降の受験者数の女性(内数)には横浜市の女性の受験者数は含まれない。

第4表 受験者，採用者における女性数及び女性の比率

区 分	受験者			採用者		
	全体	女性（内数）	女性の比率（%）	全体	女性（内数）	女性の比率（%）
小学校	50,956 (51,066)	31,353 (32,211)	61.5% (63.1%)	12,372 (11,588)	7,879 (7,527)	63.7% (65.0%)
中学校	56,801 (58,423)	27,341 (29,215)	48.1% (50.0%)	6,470 (6,170)	3,079 (3,115)	47.6% (50.5%)
高等学校	33,895 (36,445)	12,438 (13,863)	36.7% (38.0%)	3,139 (2,563)	1,243 (1,010)	39.6% (39.4%)
特別支援 学校	6,560 (5,993)	4,215 (4,036)	64.3% (67.3%)	1,939 (1,413)	1,274 (946)	65.7% (66.9%)
計	148,212 (151,927)	75,347 (79,325)	50.8% (52.2%)	23,920 (21,734)	13,475 (12,598)	56.3% (58.0%)

- (注) 1. ()内は，前年度の数値である。
 2. ほぼ全員が女性である養護教諭・栄養教諭については除外している。
 3. 横浜市は受験者の男女数を把握していないため，受験者の「全体」及び「女性（内数）」には横浜市の受験者数は含まない。採用者の「全体」及び「女性（内数）」には横浜市を含む。

第5表 受験者、採用者の学歴別内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計		
受験者	教員養成 大学・学部	人数	17,381 (17,734)	8,684 (8,089)	3,064 (3,120)	1,833 (1,648)	1,344 (1,287)	1 (0)	32,307 (31,878)	
		比率	35.2% (35.8%)	15.7% (14.3%)	9.8% (9.4%)	27.7% (27.6%)	16.7% (16.8%)	0.4% (0.0%)	21.4% (20.8%)	
	一般大学	人数	25,373 (25,389)	38,980 (40,813)	23,079 (25,117)	3,918 (3,571)	3,234 (2,769)	147 (61)	94,731 (97,720)	
		比率	51.4% (51.2%)	70.6% (72.3%)	74.1% (75.3%)	59.2% (59.9%)	40.2% (36.2%)	56.8% (31.8%)	62.9% (63.8%)	
	短期大学等	人数	3,989 (3,909)	2,013 (2,148)	134 (53)	211 (171)	3,340 (3,438)	99 (130)	9,786 (9,849)	
		比率	8.1% (7.9%)	3.6% (3.8%)	0.4% (0.2%)	3.2% (2.9%)	41.5% (44.9%)	38.2% (67.7%)	6.5% (6.4%)	
	大学院	人数	2,668 (2,527)	5,524 (5,391)	4,880 (5,066)	658 (571)	126 (164)	12 (1)	13,868 (13,720)	
		比率	5.4% (5.1%)	10.0% (9.6%)	15.7% (15.2%)	9.9% (9.6%)	1.6% (2.1%)	4.6% (0.5%)	9.2% (9.0%)	
	計	人数	49,411 (49,559)	55,201 (56,441)	31,157 (33,356)	6,620 (5,961)	8,044 (7,658)	259 (192)	150,692 (153,167)	
	採用者	教員養成 大学・学部	人数	4,667 (4,563)	1,485 (1,432)	393 (316)	642 (475)	247 (238)	0 (0)	7,434 (7,024)
			比率	41.2% (43.5%)	24.9% (25.1%)	13.8% (13.6%)	34.0% (34.6%)	30.2% (30.5%)	0.0% (0.0%)	32.5% (33.9%)
		一般大学	人数	5,560 (5,024)	3,679 (3,541)	1,829 (1,479)	973 (691)	311 (291)	29 (9)	12,381 (11,035)
比率			49.1% (47.9%)	61.7% (62.0%)	64.1% (63.6%)	51.5% (50.4%)	38.0% (37.3%)	65.9% (31.0%)	54.1% (53.3%)	
短期大学等		人数	441 (330)	87 (85)	24 (6)	61 (32)	241 (227)	14 (20)	868 (700)	
		比率	3.9% (3.1%)	1.5% (1.5%)	0.8% (0.3%)	3.2% (2.3%)	29.4% (29.1%)	31.8% (69.0%)	3.8% (3.4%)	
大学院		人数	649 (572)	714 (649)	607 (526)	215 (174)	20 (24)	1 (0)	2,206 (1,945)	
		比率	5.7% (5.5%)	12.0% (11.4%)	21.3% (22.6%)	11.4% (12.7%)	2.4% (3.1%)	2.3% (0.0%)	9.6% (9.4%)	
計		人数	11,317 (10,489)	5,965 (5,707)	2,853 (2,327)	1,891 (1,372)	819 (780)	44 (29)	22,889 (20,704)	
採用率(%)		教員養成 大学・学部		26.9% (25.7%)	17.1% (17.7%)	12.8% (10.1%)	35.0% (28.8%)	18.4% (18.5%)	0.0% —	23.0% (22.0%)
		一般大学		21.9% (19.8%)	9.4% (8.7%)	7.9% (5.9%)	24.8% (19.4%)	9.6% (10.5%)	19.7% (14.8%)	13.1% (11.3%)
		短期大学等		11.1% (8.4%)	4.3% (4.0%)	17.9% (11.3%)	28.9% (18.7%)	7.2% (6.6%)	14.1% (15.4%)	8.9% (7.1%)
	大学院		24.3% (22.6%)	12.9% (12.0%)	12.4% (10.4%)	32.7% (30.5%)	15.9% (14.6%)	0.0% (0.0%)	15.9% (14.2%)	
	計		22.9% (21.2%)	10.8% (10.1%)	9.2% (7.0%)	28.6% (23.0%)	10.2% (10.2%)	17.0% (15.1%)	15.2% (13.5%)	

- (注) 1. ()内は前年度の数値である。
 2. 採用率(%)=採用者数/受験者数(以下同じ)。
 3. 「教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。
 4. 「短期大学等」には、短期大学、指定教員養成機関、高等学校出身者を含む。ただし()内の前年度の数値については、高等学校出身者を含まない。
 5. 大阪府は受験者の学歴等を把握していないため、大阪府の受験者数・採用者数を除いた人数を基に計算している。

第6表 受験者、採用者における新規学卒者・既卒者の内訳

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	新規学卒者	人数	13,202 (12,851)	16,118 (16,976)	7,862 (8,954)	1,099 (1,124)	2,376 (2,275)	137 (123)	40,794 (42,303)
		比率	26.7% (25.9%)	29.2% (30.1%)	25.2% (26.8%)	16.6% (18.8%)	29.5% (29.3%)	52.9% (64.1%)	27.1% (27.6%)
	既卒者	人数	36,209 (36,775)	39,083 (39,500)	23,295 (24,430)	5,521 (4,865)	5,668 (5,480)	122 (69)	109,898 (111,119)
		比率	73.3% (74.1%)	70.8% (69.9%)	74.8% (73.2%)	83.4% (81.2%)	70.5% (70.7%)	47.1% (35.9%)	72.9% (72.4%)
	計	人数	49,411 (49,626)	55,201 (56,476)	31,157 (33,384)	6,620 (5,989)	8,044 (7,755)	259 (192)	150,692 (153,422)
	採用者	新規学卒者	人数	3,776 (3,447)	1,501 (1,345)	502 (417)	387 (273)	212 (194)	15 (4)
比率			33.4% (32.8%)	25.2% (23.6%)	17.6% (17.9%)	20.5% (19.8%)	25.9% (24.7%)	34.1% (13.8%)	27.9% (27.4%)
既卒者		人数	7,541 (7,053)	4,464 (4,365)	2,351 (1,918)	1,504 (1,105)	607 (590)	29 (25)	16,496 (15,056)
		比率	66.6% (67.2%)	74.8% (76.4%)	82.4% (82.1%)	79.5% (80.2%)	74.1% (75.3%)	65.9% (86.2%)	72.1% (72.6%)
計		人数	11,317 (10,500)	5,965 (5,710)	2,853 (2,335)	1,891 (1,378)	819 (784)	44 (29)	22,889 (20,736)
採用率 (%)		新規学卒者	28.6% (26.8%)	9.3% (7.9%)	6.4% (4.7%)	35.2% (24.3%)	8.9% (8.5%)	10.9% (3.3%)	15.7% (13.4%)
	既卒者	20.8% (19.2%)	11.4% (11.1%)	10.1% (7.9%)	27.2% (22.7%)	10.7% (10.8%)	23.8% (36.2%)	15.0% (13.5%)	
	計	22.9% (21.2%)	10.8% (10.1%)	9.2% (7.0%)	28.6% (23.0%)	10.2% (10.1%)	17.0% (15.1%)	15.2% (13.5%)	

- (注) 1. () 内は、前年度の数値である。
 2. 採用率 (%) = 採用者数 / 受験者数。
 3. 大阪府は受験者の学歴等を把握していないため、大阪府の受験者数・採用者数を除いた人数を基に計算している。

第7表 採用者における民間企業経験者等の数及び比率

区分	採用者				
	全体	教職経験者 (内数)	教職経験者の 比率 (%)	民間企業等勤務経験者 (内数)	民間企業等勤務経験者 の比率 (%)
小学校	10,753 (10,500)	5,190 (4,645)	48.3% (44.2%)	656 (798)	6.1% (7.6%)
中学校	5,735 (5,710)	3,208 (2,979)	55.9% (52.2%)	415 (561)	7.2% (9.8%)
高等学校	2,633 (2,335)	1,712 (1,480)	65.0% (63.4%)	191 (214)	7.3% (9.2%)
特別支援 学校	1,791 (1,378)	1,110 (839)	62.0% (60.9%)	112 (99)	6.3% (7.2%)
養護教諭	788 (784)	443 (424)	56.2% (54.1%)	61 (79)	7.7% (10.1%)
栄養教諭	44 (29)	7 (4)	15.9% (13.8%)	9 (0)	20.5% (0.0%)
計	21,744 (20,736)	11,670 (10,371)	53.7% (50.0%)	1,444 (1,751)	6.6% (8.4%)

- (注) 1. 「教職員経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立の教員であった者（非常勤講師も含む）をいう。
 2. 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。
 3. () 内は、前年度の数値である。
 4. 採用率 (%) = 採用者数 / 受験者数。
 5. 神奈川県及び大阪府（前年度の数値については大阪府のみ）は、採用選考において受験者の職歴等を把握していないため、当該府県の採用者数を除いた人数を基に計算している。

図1 受験者数の推移

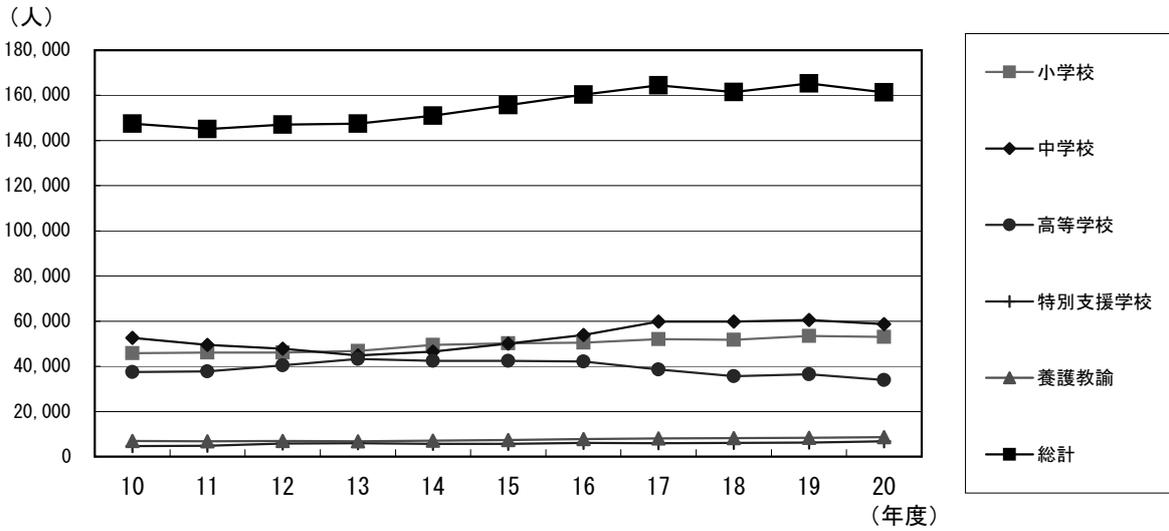


図2 採用者数及び競争率（倍率）の推移

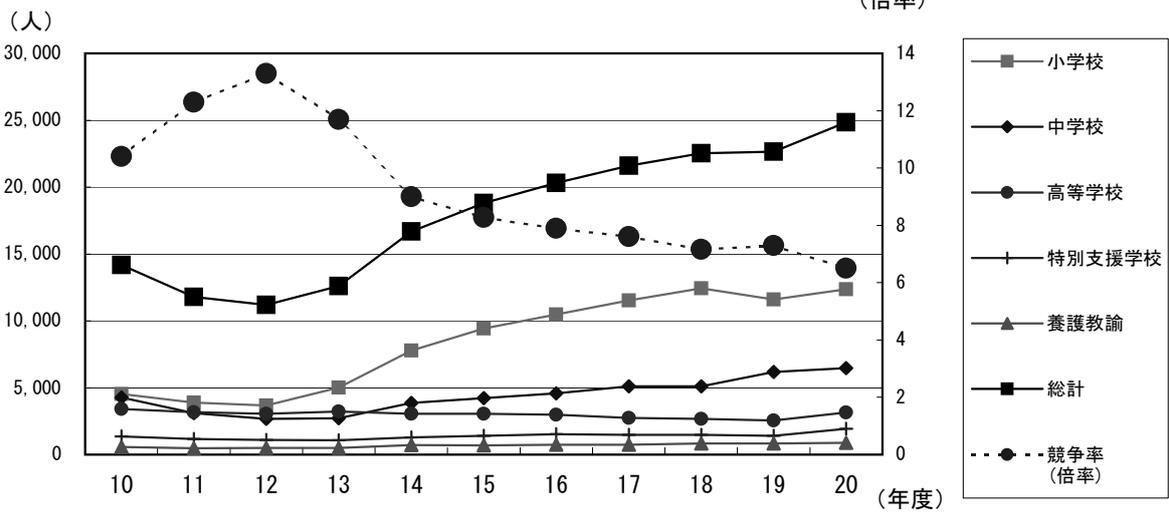


図3 採用者における新規学卒者の比率の推移

